

平成 26 年 5 月 15 日

第 2 回南知多町議会臨時会会議録

## 1 議 事 日 程

5月15日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提出案件の概要説明
- 日程第4 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第5 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第6 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第7 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて（平成26年度南知多町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第8 議案第32号 工事請負契約の締結について（内海中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事）

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（11名）

2番	福 田 千恵子	3番	高 原 典 之
4番	清 水 英 勝	5番	藤 井 満 久
6番	山 下 節 子	7番	吉 原 一 治
8番	鳥 居 恵 子	9番	松 本 保
10番	鈴 川 和 彦	11番	榎 本 芳 三
12番	榎 戸 陵 友		

欠席議員（1名）

1番 石 黒 正 重

#### 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	鳥居敏正
総務部長	渡辺三郎	総務課長	大岩良三
検査財政課長	中川昌一	税務課長	柴田幸員
企画部長	齋藤恵吾	建設経済部長	平山康雄
厚生部長	早川哲司	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	会計管理者 兼出納室長	石堂登久則

#### 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 竹味英季 主査 保母公次

[ 開会 9時30分 ]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

南知多町においては、本日から10月31日まで地球温暖化防止及び経費節減のためにさわやかエコスタイルキャンペーンを実施しておりますので、議会もノーネクタイ、軽装で実施してまいります。

本日は、大変御多用の中を5月臨時町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、新春のころを迎え、若葉の緑が目にしみる季節となってまいりました。新しい季節の息吹を感じるきょうこのごろでございます。各地で春祭りがとり行われ、ゴールデンウイークには多くの観光客が押し寄せ、にぎやかな日々が続いております。ことしこそは、南知多町の景気の上昇を期待したいものでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において10番、鈴川和彦君、11番、榎本芳三君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

---

### 日程第3 提出案件の概要説明

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに臨時町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては、公私とも大変御多用の中、御出席を賜りまして深く感謝申し上げます。

本日、臨時議会で御審議いただきます案件は、専決処分の承認を求めるについてを初め5議案でございます。

それでは、提出案件の概要を御説明させていただきます。

議案第28号から議案第30号まで、3件の専決処分の承認を求めるにつきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、南知多町税条例の一部を改正する条例、南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例及び南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、その承認をお願いするものでございます。

議案第31号の専決処分の承認を求めるにつきましては、平成26年度南知多町一般会計補正予算（第1号）であります。

その内容としましては、愛知海区漁業調整委員会委員に欠員が生じたことに伴いまして、本年5月29日に予定されています愛知海区漁業調整委員会委員補欠選挙に要する経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、第3項の規定に基づきまして議会に御報告をさせていただきまして、その承認をお願いするものであります。歳入歳出それぞれ307万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を70億9,807万1,000円としたものであります。

予算の内容としまして、歳出におきまして総務費307万1,000円を追加し、歳入におきまして県支出金307万1,000円を追加するものでございます。

議案第32号の内海中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事の工事請負契約の締結

につきましては、去る4月30日に入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますよう、お願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

---

日程第4 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、議案第28号 専決処分の承認を求めるについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

それでは、議案第28号、専決処分の承認を求める南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をうながしたいと思います。

1の提案の理由でございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町税条例を改正する必要が生じましたので、3月31日、町税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、第179条第3項の規定に基づきまして議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の主な内容でございます。

(1)は、第1条の改正でございまして、アの町民税関係は、aの肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の延長となります。特例の期間は昭和57年度から平成30年度までで、今回3年間延長となります。これは附則第8条関係の改正となります。

bの優良宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の延長でございます。特例の期間は昭和63年度から平成29年度までで、今回3

年間延長となります。これは附則第17条の2関係の改正となります。

イの固定資産税関係は、aの地方税法附則第15条第2項の条例で定める割合の追加で、地方税法の範囲内で特例の割合を定めることができる通称わがまち特例と言われているものです。これは附則第10条の2関係の改正となります。

今回、①の汚水または廃液処理施設の特例から、次のページの⑤までの追加でございますが、現在、町内で該当する施設などはございませんけれども、法律に定められましたために条例に追加するものでございます。

bの新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告の追加でございます。附則第10条の3関係の改正で、地方税法附則15条の10、第1項の耐震基準適合家屋の申告に係る規定の追加をするものでございます。

cの旧民法第34条法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告は、附則第21条、第21条の2関係の改正で、地方税法の一部改正に伴います条文の整理でございます。

(2)は、第2条の改正でございまして、ことし3月議会で可決いただきました南知多町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、アの町民税関係は、a、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正規定の削除であります。附則第6条、6条の2関係の改正となります。

イの固定資産税関係は、旧民法第34条法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告で、附則第21条、第21条の2関係の改正となります。これは地方税法の一部改定に伴います条文の整理でございます。

3の施行期日等につきましては、平成26年4月1日からの施行となります。

経過措置といたしましては、アとイは、別段の定めがあるものを除き、改正後の南知多町税条例の規定中、町民税及び固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分について適用し、平成25年度分までについては、なお従前の例によることとしております。

次のページのウからクにつきましては、いずれも固定資産税についての適用で、新条例の附則の規定ごとに経過措置が定められております。また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第28号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

**日程第5 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）**

○議長（榎戸陵友君）

日程第5、議案第29号 専決処分の承認を求めるについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第29号、専決処分の承認を求める南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をうながしたいと思います。

1の提案の理由でございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要が生じましたので、3月31日に町都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、第179条第3項の規定に基づきまして議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の主な内容でございます。

地方税法の改正に伴う条文の整備で、附則第2項、第12項関係の改正となります。

3の施行期日等につきましては、平成26年4月1日からの施行となります。

経過措置といたしましては、アといたしまして、改正後の南知多町都市計画税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度までの都市計画税については、なお従前の例によることとしております。

また、イのほうでは、この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、この新条例附則第12項の規定の適用については、「、第35項若しくは第40項」とあるのは、「若しくは第35項」と読みかえるものとしております。

なお、都市計画税につきましては、本町は平成15年度以降、課税の停止をしております。また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

榎本芳三君。

○11番（榎本芳三君）

ちょっと教えてほしいんですが、この文章はともかく、今までどおり、今まででは中止になっていたのですが、このまま、当分の間は中止でしょうか。この文章の内容がよく理解できないので、ちょっと説明をお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

都市計画税につきましては、本町は平成9年度から課税をさせていただきまして、平成15年度以降、今現在課税の停止を行っております。課税の停止につきましては、今後どこまで課税が停止になるのか、そこまでの協議はされておりませんので、今現在は課税が停止されておるという回答にさせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第29号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

## 日程第6 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

### ○議長（榎戸陵友君）

日程第6、議案第30号 専決処分の承認を求めるについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

### ○総務部長（渡辺三郎君）

それでは、議案第30号、専決処分の承認を求める南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をうながしたいと思います。

1の提案の理由でございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町国民健康保険税条例を改正する必要が生じましたので、3月31日、町国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、第179条第3項の規定に基づきまして議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の内容でございます。

(1)既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収税額につきましては、前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払いに係る支払回数割保険税額とするもので、第18条関係の改正となります。

(2)の低所得者に係る保険税軽減の拡充につきましては、ア、5割軽減基準額。国民健康保険税の5割軽減世帯は、2人世帯以上が対象となっていたものを単身世帯も加え

ることとなったもので、下記の改正前から改正後に計算が変更となります。

イといたしまして、2割軽減基準額。国民健康保険税の2割軽減世帯について軽減対象となる所得基準額を引き上げるもので、下記の改正前から改正後に計算が変更となります。これは第23条関係の改正となります。

1枚はねていただきまして、3の施行期日等につきましては、平成26年4月1日からの施行となります。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

山下君。

○6番（山下節子君）

これは低所得者に対する軽減措置だということははっきりわかっているんですけども、軽減することによって、町と国と県の負担の率と、それから補填額はどのくらい出るのかどうかお聞きします。

○議長（榎戸陵友君）

柴田君。

○税務課長（柴田幸員君）

それでは、お答えさせていただきます。

今の御質問でございますが、影響額がどれくらいかということでおろしいでしょうか。

○6番（山下節子君）

はい。

○税務課長（柴田幸員君）

影響額といたしましては、総額で1,049万4,650円というふうに今試算しております。

この数字につきましては、まだ国民健康保険の課税前でございまして、所得もまだ計算のほうができ上がっておりませんものですから、24年中の所得を使いまして、26年4月1日現在の被保険者数で試算をさせていただきました。その状態で影響額を計算しましたところ、1,049万4,650円の額が一応影響として下がるということになります。

今の質問の中で、国・県・町の負担割合はというところがございましたので、それについてお答えをさせていただきます。

一応今の軽減の増額分につきましては、国民健康保険基盤安定負担金というもので補填をされることになっておりまして、基本的には国・県・町で分けて負担をすることになります。

その内訳といたしましては、保険税軽減分というものと保険者支援分というものと2通りございまして、保険税軽減分につきましては、保険税の応益部分について、この軽減された応益、要するに世帯割と被保険者数割の部分でございますが、その軽減部分について県が4分の3、町が4分の1を負担するということになっております。そして、この4分の1につきましては、一般会計のほうから繰り出しをするという形になります。保険者支援分につきましては、保険料軽減の対象となった被保険者数に応じまして計算をいたしまして、国2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1の負担となりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（榎戸陵友君）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

これより議案第30号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

日程第7 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて（平成26年度南知多町一般会計補正予算（第1号））

○議長（榎戸陵友君）

日程第7、議案第31号 専決処分の承認を求めるについて（平成26年度南知多町

一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

それでは、議案第31号、専決処分の承認を求めるにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度南知多町一般会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に基づきまして御報告させていただき、承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の補正、第1条におきまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ307万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億9,807万1,000円としたものでございます。愛知海区漁業調整委員会委員に欠員が生じましたことに伴いまして、本年5月29日に執行されます愛知海区漁業調整委員会委員補欠選挙に要する経費を追加させていただいたものでございます。

それでは、補正の内容でございます。まず歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いします。

3の歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費、13目愛知海区漁業調整委員会委員補欠選挙費307万1,000円の増額補正であります。補欠選挙の執行経費といたしまして、投開票管理者等の報酬、職員の時間外勤務手当、また投票場入場券の印刷製本費、郵便料などの経費を計上させていただいたものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

14款県支出金、3項委託金、1目の総務費委託金307万1,000円の増額補正でございます。歳出で御説明させていただきました補欠選挙に係る県委託金でございます。

10ページから12ページにつきましては、補正予算給与費明細書となっております。説明は省略させていただきます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第31号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

日程第8 議案第32号 工事請負契約の締結について（内海中学校屋内運動場天井材  
落下防止等改修工事）

○議長（榎戸陵友君）

日程第8、議案第32号 工事請負契約の締結について（内海中学校屋内運動場天井材  
落下防止等改修工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

それでは、議案第32号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し  
上げます。

1ページの提案理由の説明をうるさいたいと思います。

提案の理由でございますが、内海中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事につい  
て請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を  
求めるものでございます。

入札につきましては、去る4月30日に町内の4社で行っております。工事名は、内海  
中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事。工事場所は、南知多町大字内海地内でご  
ざいます。主な工事概要でございますが、アの天井材撤去工事としまして、アリーナと  
柔剣道場の既設天井材の撤去工事及び不燃断熱材の吹きつけ工事でございます。イの照  
明器具等落下防止対策工事としまして、アリーナの照明をLED照明に変更し、バスケ

ットゴールとともに落下防止対策工事を施工するものです。ウは、屋根防水工事です。工期は、平成26年12月26日まででございます。請負金額は7,236万円でございます。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は536万円で、請負契約者は、株式会社石橋組でございます。

なお、2ページには入札結果をつけてございます。また、3ページには、内海中学校の工事として位置図、そして南面から見た屋内運動場の立面図をおつけし、主な工事内容を記載させていただきました。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第32号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（榎戸陵友君）

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成26年第2回南知多町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

〔閉会 10時00分〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議長

署名議員

署名議員